

(アイビス北谷保育園) 重要事項説明書

1. 事業所の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	一般社団法人あいくる
事業者の所在地	沖縄県国頭郡金武町屋嘉 253 番地
事業者の連絡先	098-965-5880
代表者氏名	代表理事 久手堅 公子

(2) 事業所の概要

種別	小規模保育（A型）				
名称	アイビス北谷保育園				
所在地	沖縄県中頭郡北谷町字吉原 464 番地 4				
連絡先	事業所の電話番号 :098-989-3808 事業所のFAX番号:098-989-3809				
施設長氏名	園長 徳田 啓樹				
開設年月日	2021年 4月 1日				
利用定員 事業の目的及び 運営の方針	(3号)	0歳児	1歳児	2歳児	
		6人	6人	7人	
		合計	19人		
		<p>当園は、保育を必要とする乳幼児及び乳児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none">当園は、保育提供に当たっては、入園する乳幼児及び乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を配慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。登園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。当園は、基準条例、その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。			

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	195.69 m ²
	園庭 2F デッキ	27.20 m ²
園舎	構造	RC 造 2階建で
	延べ面積	137.29 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	すみれ組：0歳児クラス
ほふく室	1 室	ユリ組：1歳児クラス
保育室	1 室	コスモス組：2歳児クラス
一時預かり室	1 室	
調理室	1 室	
幼児トイレ	2 室	
WC	1 室	
玄関ホール	1 室	

(5) 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	職務の内容
施設長、園長	1人	1人	0人	施設長は、保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
主任保育士	1人	1人	0人	主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談及び保育内容について他の職員を統括する。
保育士	5人	4人	2人	保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
保育補助者	1人	1人	0人	保育補助者は、保育士の職務を助ける。
事務職員	1人	1人	0人	事務職員は、当園の事務を行う。
調理員	1人	1人	0人	調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
看護師	1人	1人	0人	看護師は、子どもの健康管理と登園全般の衛生管理を行う。

(6) 利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

【3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～午後18時00分（11時間）
	保育短時間	午前 8時00分～午後16時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	午後18時00分～午後19時00分（1時間）
	保育短時間	朝： 7時00分～ 8時00分 夕： 16時00分～ 19時00分
開所時間	月～金曜日	午前 7時00分～午後19時00分
	土曜日	午前 7時00分～午後19時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
	慰霊の日（6月23日）	

(7) 利用料等

当園は、北谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

当園は、北谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定により、別表1に掲げる実費を徴収する。

(8) 支払方法

毎月20日当月分口座振替（20日が土日祝の場合は、翌営業日）

(9) 提供する特定地域型保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の弁宣の提供を行う。

- ・特定地域型保育（子ども子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者という。」に対し、当該支給認定における保育必要量（第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ）の範囲内において保育を提供する。

- ・延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第8条に規定する時間の範囲内において、子ども子育て支援法第59条第1項第2号に規定する延長保育を提供する。

- ・食事の提供

自園調理により食事の提供を行う。

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式、進級式
5月	内科検診、歯科検診
6月	保育参観、懇談会、プール開き
7月	七夕集会
8月	お月見集会
9月	敬老の集い
10月	運動会、内科検診、
11月	園外保育、防火教室
12月	もちつき会、クリスマス会
1月	歯科検診
2月	節分豆まき、ひな祭り会
3月	お楽しみ遠足、お別れ会、卒園式

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【3号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
利用の開始に関する事項	<p>当園は、市町村から特定地域型保育の実施について要請を受けた時は、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとする。</p> <p>当園は、特定地域型保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申し込みを行った支給認定保護者に対し、当該運営規定の概要、職員の勤務体制その他の事業者の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。</p>
利用の終了に関する事項	<p>当園は、以下の場合には特定地域型保育の提供を終了するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児が法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上の小学校就学前子ども。以下「2号認定子ども」という。）となったとき（ただし、2号認定子どもとなった年度の3月31日までは保育を提供する。） ・支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき <p>その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</p>

(12) 嘴託医

医療機関の名称	医療法人彩の会 やびく産婦人科・小児科
医院長名	屋比久 武
所在地	沖縄県中頭郡北谷町字砂辺 306 番地
電話番号	098-936-6789

(13) 嘴託歯科医

医療機関の名称	医療法人幸歯会 宮城歯科クリニック
医院長名	宮城 正彦
所在地	沖縄県沖縄市山里 2-7-2
電話番号	098-933-6474

(14) 緊急時における対応方法

特定地域型保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	ニライ消防本部 北谷消防署
所在地	沖縄県中頭郡北谷町桑江 473-1
電話番号	098-936-3721

【管轄する警察署】

警察署名	沖縄警察署
所在地	沖縄県沖縄市山内 2 丁目 4-20
電話番号	098-932-0110

(15) 非常災害対策

防火管理者	久手堅 公毅
消防計画届出年月日	令和3年4月1日
避難訓練	火災、地震、自然災害等を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	北谷町立北谷中学校
緊急時の連絡手段	電話、専用メール（コドモン）、ホームページでの情報提供を行います。

(16) 虐待の防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	氏名：徳田 啓樹	役職：園長
相談・苦情解決責任者	氏名：久手堅 公子	役職：代表理事
第三者委員	氏名：當間 豊	090-9785-3862 子どもの家保育園（園長）
	氏名：池原 芳雄	090-8292-4076 地域の有識者

【要望・苦情等への対応方法】

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が隨時受け付けます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員

（苦情申出人が第三者委員への報告を希望しない場合を除く）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

この段階での相談に納得いかない場合には、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めるすることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次によります。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 県「運営適正化委員会」の紹介

以上の相談で解決できない苦情は、沖縄県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

(18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険・障害総合保険
保険の内容	生産物賠償責任・施設所有管理者賠償責任 怪我の治療や死亡等の保証
保険金額	賠償責任保険 35,530 円・障害総合保険 134,620 円

(19) 個人情報の取り扱い

特定地域型保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(20) 1連携施設

連携施設の名称	北谷町立謝苅保育園
連携施設の種類	公立保育所
連携施設の住所	沖縄県中頭郡北谷町吉原 2 6-1
連携協力の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 保育内容の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 代替保育の提供 <input checked="" type="checkbox"/> 卒園後の受け皿の設定

(20) 2連携施設

連携施設の名称	北谷町立上勢保育所
連携施設の種類	公立保育所
連携施設の住所	沖縄県中頭郡北谷町上勢頭 6 2 2-1
連携協力の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 保育内容の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 代替保育の提供 <input checked="" type="checkbox"/> 卒園後の受け皿の設定

(20) 3連携施設

連携施設の名称	北谷町立美浜保育所
連携施設の種類	公立保育所
連携施設の住所	沖縄県中頭郡北谷町美浜1丁目2-7
連携協力の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 保育内容の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 代替保育の提供 <input checked="" type="checkbox"/> 卒園後の受け皿の設定

別表1 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	金額
運動会	¥ 770
クリスマス会	¥ 770
卒園・修了式	¥ 880
卒園アルバム写真代	¥ 850
その他	¥ 330
年間合計額	¥ 3,600

別表2

項目	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	30分 150円

(金額設定) 18時00分～19時00分 30分150円